

主な指導事例（平成 26 年 9 月）

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
葬祭業	葬祭業者である A 社は、葬儀参列者の送迎等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に供給を受けた当該役務の委託代金について、消費税率の引上げ分相当額を差し引いて支払っていた。

2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
介護サービス業	自らが運営する施設の清掃を委託している B 法人は、当該役務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
ソフトウェア業	ソフトウェアの設計を委託している C 社は、当該役務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
出版業	原稿作成等の業務を委託している D 社は、当該業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
建設業	リフォーム工事等を委託している E 社は、当該工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。

3 利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 2 号）

業種	概要
小売業	鞆等の小売業者である F 社は、自社で販売する鞆等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、自社の店舗にある在庫商品の値札に消費税率の引上げに対応した価格シールを貼り付ける作業を要請した。